

## 参 考 統 計 資 料

### 1 被害者等からの意見聴取の方法（送致罪名別）

送致罪名	申出 (人)	聴 取 (人)				聴取せず (人)
		裁判所が聴取		家庭裁判所調 査官が聴取		
		審判期日	審判期日外			
傷害	336	319	17	150	152	17
業務上過失致死	78	77	11	50	16	1
傷害致死	51	51	9	29	13	0
業務上過失傷害	50	44	1	12	31	6
殺人	35	35	20	14	1	0
強盗致傷	33	32	3	14	15	1
恐喝	32	31	2	6	23	1
強制わいせつ	30	30	4	14	12	0
強姦	27	24	6	9	9	3
暴行	24	24	1	10	13	0
窃盗	22	22	0	8	14	0
危険運転致死	10	10	3	2	5	0
強盗殺人	10	10	6	4	0	0
その他	87	82	7	40	35	5
合 計	825	791	90	362	339	34

注1) 最高裁判所から提供を受けた資料による。

注2) 平成12年改正少年法の施行後5年間（平成13年4月1日から平成18年3月31日）の運用状況に係る統計である。

### 2 被害者等に対する審判結果の通知（少年法第31条の2関係）

#### 被害者等に対する審判結果の通知の実施数等

	H13	14	15	16	17	合計
申出数	553	726	668	648	585	3,180
実施数	545	721	666	639	582	3,153
割合(%)	98.6	99.3	99.7	98.6	99.5	99.2

注1) 最高裁判所から提供を受けた資料による。

注2) 平成12年改正少年法の施行後5年間（平成13年4月1日から平成18年3月31日）の運用状況に係る統計であり、各年は、4月1日から翌年3月31日までを示す。

#### 審判結果の通知をしなかった理由

理 由	人 数
法定の申出資格のない者からの申出であった	12
他の家庭裁判所に移送・回付された事件についての申出であった	5
既に審判結果通知の申出が認められていた者からの再度の申出であった	3
申出期間経過後の申出であった	3
その他	4
合 計	27

注) 最高裁判所から提供を受けた資料による。